

【令和7年9月30日公布 令和7年三浦市条例第29号】

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第11号。以下「条例」という。）別表第1に規定する市長の給料月額について特例を定めるものとする。

（給料の額）

第2条 市長に係る令和7年10月分から同年12月分までの給料月額は、条例別表第1の規定にかかわらず、同表に規定する額から同表に規定する額の100分の30に相当する額を減じた額とする。ただし、条例第2条第4項に規定する期末手当及び三浦市職員の退職手当に関する条例（昭和48年三浦市条例第4号）第10条に規定する退職手当の額を算定する場合においては、この限りでない。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、同日において市長の職にある者に限り適用する。

（失効）

2 この条例は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。